

# 《 解体工事業登録申請の手引き 》

## 1 趣旨等

### (1) 趣旨

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等の規定により、建築物等の解体工事を業として営もうとする者は、平成13年5月30日から、業を行おうとする区域を管轄する**都道府県知事の登録**を受けなければなりません。

### (2) 解体工事業の登録と建設業の許可との関係

解体工事業の登録業者が請け負えるのは、1件500万円未満（消費税を含む）の解体工事です。500万円（消費税を含む）以上の解体工事を請け負う場合には、建設業法により、同法の許可を受けなければなりません。

なお、建設業法の「**土木工事業、建築工事業、解体工事業**」のいずれかの業種について許可を受けている者は、解体工事業の登録を受けることなく解体工事業を営むことができます。

解体工事業の登録と建設業の許可の比較

|         | 解体工事業の登録                | 建設業の許可（3業種）                                             |
|---------|-------------------------|---------------------------------------------------------|
| 営業可能な工事 | 軽微な解体（1件500万円未満の解体）工事のみ | 軽微な解体工事及びそれぞれの業種に属する解体工事                                |
| 施工可能な場所 | 登録を受けた都道府県に限る           | 全国どこでも可能                                                |
| 申請書提出先  | 施工場所を所管する都道府県           | ・営業所が1箇所の場合<br>営業所のある都道府県<br>・営業所が複数の都道府県にある場合<br>国土交通省 |

### (3) 技術管理者の選任

登録申請するにあたり、あらかじめ主務省令（平成13年5月18日付け国土交通省令第92号）で定める資格を有する**技術管理者を選任**しておく必要があります。技術管理者の具体的な資格要件については、「2 登録申請手続き」の【技術管理者の資格要件】を御覧ください。

技術管理者は他の解体工事業登録業者の技術管理者と兼ねることはできません。また、他の法令により常勤性、専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。（他の建設業許可業者の経営管理者、営業所技術者等）

### (4) 登録の有効期間

登録の有効期間は、**5年**です。登録後、登録期間を記載した通知書を送付します。紛失等した場合でも再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

また、埼玉県の登録業者は、県のホームページで掲載しています。

### (5) 申請方法

登録申請（新規・更新）は**窓口又は電子申請による受付**です。

変更・廃業等の届出については郵送による受付も行っています（技術管理者の変更を除く）。郵送方法は、「6 変更・廃業等の郵送による届出」を御覧ください。

受付場所、受付時間及び問合せ先等については、最終ページを御覧ください。

|             | 窓口 | 電子申請 | 郵送 |
|-------------|----|------|----|
| 登録申請（新規・更新） | ○  | ○    | ×  |
| 変更届         | ○  | ○    | ○※ |
| 廃業届         | ○  | ○    | ○  |

※ 技術管理者の変更を除く

## 2 登録申請手続き（新規及び更新）

登録の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、建設業の許可申請とは異なりますので御注意ください。

### 解体工事業登録申請書の提出書類

|   |                                                                                                                                                                                                    |                          |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| イ | (様式第1号) 解体工事業登録申請書 表面・裏面                                                                                                                                                                           |                          |
| ロ | (様式第2号) 誓約書                                                                                                                                                                                        |                          |
| ハ | 技術管理者の有する資格、実務経験等に応じ該当する書類を添付してください。                                                                                                                                                               |                          |
|   | ① (様式第3号) 選任する技術管理者の実務経験証明書                                                                                                                                                                        |                          |
|   | ② 卒業証明書（原本添付）<br>又は卒業証書の写し（原本提示）                                                                                                                                                                   | 国土交通大臣が定める学科を修めた場合       |
|   | ③ 講習終了証の写し（原本提示）                                                                                                                                                                                   | 国土交通大臣が実施又は指定した講習を受講した場合 |
|   | ④ 資格証の写し（原本提示）<br>⑤ 合格証の写し（原本提示）                                                                                                                                                                   |                          |
| ニ | (様式第4号) 登録申請者の調書                                                                                                                                                                                   |                          |
|   | ・法人にあつては、法人（会社）の調書及び役員全員の調書<br>※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者のことで、相談役、顧問及び株主等（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）を含みます。以下同じ。<br>・個人にあつては、申請者本人（未成年者の場合は法定代理人及び法定代理人の役員を含む）の調書 |                          |
| ホ | ・法人にあつては、履歴事項全部証明書及び役員全員（相談役、顧問、株主等を除く）の住民票の抄本<br>・個人にあつては、申請者本人（未成年者の場合は法定代理人及び法定代理人の役員を含む）の住民票の抄本                                                                                                |                          |
| ヘ | 技術管理者の住民票の抄本                                                                                                                                                                                       |                          |

#### 〈注意事項〉

- ※ 提出部数は **正本1通 副本1通（申請者控え）**です。
- ※ 登録審査手数料は**新規申請33,000円、更新26,000円**です。  
（審査手数料は、原則キャッシュレス決済とします）
- ※ 履歴事項全部証明書及び住民票の抄本は、現状を反映している発行後3か月以内の原本とし、住民票の抄本はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。
- ※ 申請者が未成年者の場合、法定代理人を証する書面を添付してください。
- ※ 申請者が法人の場合で執行役が存する場合は、執行役が確認できる書面を添付してください。
- ※ 技術管理者が実務経験を要しない資格を有する場合は、様式第3号（実務経験証明書）を省略することができます。
- ※ 電子申請をご利用の場合は、原本の添付及び提示は不要です。

## 【技術管理者の資格要件】

| 法第31条の規定にする主務省令で定める基準                                                         |                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 次のいずれかに該当する者</b>                                                        |                                                                                   |
| イ                                                                             | 大学（旧大学令による大学を含む。）で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒業し、解体工事に<br>関し2年以上の実務経験を有する者         |
| ロ                                                                             | 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒<br>業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者 |
| ハ                                                                             | 高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒業し<br>、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者   |
| ニ                                                                             | 中等教育学校 <sup>注2)</sup> で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務<br>経験を有する者    |
| ホ                                                                             | 解体工事に関し8年以上実務の経験を有する者                                                             |
| <b>2. 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は国土<br/>交通大臣が指定する講習<sup>注3)</sup>を受講した者</b> |                                                                                   |
| イ                                                                             | 大学（旧大学令による大学を含む。）で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒業し、解体工事<br>に関し1年以上の実務経験を有する者         |
| ロ                                                                             | 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて<br>卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者 |
| ハ                                                                             | 高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒業<br>し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者   |
| ニ                                                                             | 中等教育学校 <sup>注2)</sup> で土木工学科等 <sup>注1)</sup> を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実<br>務経験を有する者    |
| ホ                                                                             | 解体工事に関し7年以上実務の経験を有する者                                                             |
| <b>3. 次のいずれかの資格を有する者</b>                                                      |                                                                                   |
| イ                                                                             | 一級建設機械施工技士 <sup>注4)</sup>                                                         |
| ロ                                                                             | 二級建設機械施工技士 <sup>注4)</sup> （種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。）                              |
| ハ                                                                             | 一級土木施工管理技士 <sup>注4)</sup>                                                         |
| ニ                                                                             | 二級土木施工管理技士 <sup>注4)</sup> （種別を「土木」とするものに限る。）                                      |
| ホ                                                                             | 一級建築施工管理技士 <sup>注4)</sup>                                                         |
| ヘ                                                                             | 二級建築施工管理技士 <sup>注4)</sup> （種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）                                |
| ト                                                                             | 一級又は二級建築士 <sup>注5)</sup>                                                          |
| チ                                                                             | 一級のとび・とび工の技能検定に合格した者 <sup>注6)</sup>                                               |
| リ                                                                             | 二級のとびあるいはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務<br>経験を有する者 <sup>注6)</sup>                  |
| ヌ                                                                             | 技術士 <sup>注7)</sup> （2次試験のうち建設部門に合格した者に限る。）                                        |
| <b>4. 国土交通大臣が指定する試験に合格した者（解体工事施工技士）</b>                                       |                                                                                   |
| <b>5. 国土交通大臣が前1から4までに掲げる者と同等以上の知識および技能<br/>を有する者と認定した者</b>                    |                                                                                   |

注1) 土木工学科等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学  
科を含む）、都市工学、交通工学、建築学、衛生工学に関する学科をいう。

注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校をいう。

注3) 国土交通大臣が指定する講習とは、下記の団体が実施する、「解体工事施工技術講習」が該当する。

- ・(公社) 全国解体工業団体連合会

東京都中央区八丁堀4-1-3 TEL 03-3555-2196

- ・(株) 日本解体工事技術協会(平成20年12月31日廃止)

受講修了証や合格証明書の再発行などの事務の一部については、(公社) 全国解体工業連合会に引き継がれている。

注4) 建設業法の定めによる

注5) 建築士法の定めによる

注6) 職業能力開発促進法の定めによる

注7) 技術士法の定めによる

### 3 登録事項の変更届出

登録事項に変更が生じた場合は、変更後30日以内に次の手続きが必要です。

#### 解体工事業登録事項変更届出書の提出

#### ○ (様式第6号) 解体工事業登録事項変更届出書

[ 添付書類 ]

|   |                                                                                                                         |                                                                                                                                                                 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 商号、名称又は氏名及び住所                                                                                                           | ・法人:履歴事項全部証明書<br>・個人:住民票の抄本                                                                                                                                     |
| ② | 営業所の名称及び所在地                                                                                                             | ・履歴事項全部証明書                                                                                                                                                      |
| ③ | 法人の役員<br><br>(業務を執行する社員、取締役執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む) | ・履歴事項全部証明書(登記事項に関わらない変更の場合は不要。役員の退任時期等、履歴事項全部証明書で分からない事項については閉鎖事項全部証明書等が必要。)<br>・誓約書(新たに就任した者がいる場合)<br>・調書(新たに就任した者のみ)<br>・住民票の抄本(新たに就任した者のみで相談役、顧問、株主等については不要) |
| ④ | 法定代理人                                                                                                                   | ・誓約書(新たに法定代理人になった者がいる場合)<br>・調書(新たに法定代理人になった者のみ)<br>・法定代理人を証する書面<br>・住民票の抄本                                                                                     |
| ⑤ | 技術管理者<br>(郵送提出不可)                                                                                                       | ・資格証(写しの添付+原本提示)、実務経験証明書(技術管理者の基準を満たした書面)など<br>・住民票の抄本                                                                                                          |

#### 〈注意事項〉

※ 提出部数は **正本1通 副本(申請者控え)1通**です。

※ 変更届の提出に手数料は必要ありません。

※ 履歴事項全部証明書、住民票の抄本は、現状を反映している発行後3か月以内の原本とし、住民票の抄本はマイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

※ 執行役が存する場合は、執行役が確認できる書面を添付してください。

※ 資格証、合格証、受講修了証は写しを提出し原本を提示してください。

## 4 登録後に行う事務等

### (1) 標識の掲示

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第33条の規定に基づき営業所及び解体工事の現場ごとに（様式第7号）の標識を掲げなければなりません。

（様式第7号）

|                         |       |             |  |  |
|-------------------------|-------|-------------|--|--|
|                         |       | 35センチメートル以上 |  |  |
| 解 体 工 事 業 者 登 録 票       |       |             |  |  |
| 商号、名称又は氏名               |       |             |  |  |
| 法人である場合の<br>代 表 者 の 氏 名 |       |             |  |  |
| 登 録 番 号                 |       |             |  |  |
| 登 録 年 月 日               | 年 月 日 |             |  |  |
| 技 術 管 理 者 の 氏 名         |       |             |  |  |

#### 備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、解体工事を監理・監督する技術管理者の氏名とする。

技術管理者の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては、技術管理者のいずれかの氏名とする。

### (2) 帳簿の備え付け等

解体工事業者はその営業所ごとに帳簿（様式第8号）を備え、解体工事ごとに作成するとともに、契約書等の書類を添付しなければなりません。（法第34条）

※ 以上の帳簿及び添付書類は各事業年度の末日をもって閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

### (3) 登録の更新

解体工事業の登録業者が、引き続き、解体工事業を営もうとする場合には、登録の有効期間が満了する日の2か月前から30日前までに登録の更新を申請することとなります。

### (4) 留意事項

- ・ 登録は5年間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。（法第21条第2項）。
- ・ 解体工事業の登録を受けた者が、建設業の「**土木工事業、建築工 事業、解体工事業**」の許可を受けたときは、登録はその効力を失います。（法第21条第5項）  
この場合、許可を受けた登録業者は都道府県知事に対して、その旨通知しなければなりません。  
県規則様式第1号「建設業許可取得通知書」を提出してください。

## 5 廃業をした場合の届出

登録業者は下記の事項に該当した場合、その日から30日以内に手続が必要です。

### 解体工事業廃業等届出書の提出

#### ○ 解体工事業廃業等届出書 . . . . . (県規則様式第2号)

〔届出者及び添付書類〕

|   |                         |                                                  |
|---|-------------------------|--------------------------------------------------|
| ① | 個人の事業主が死亡した場合           | ・届出者：相続人<br>(相続人の戸籍謄本)                           |
| ② | 法人が合併により消滅した場合          | ・届出者：代表する役員であった者<br>(履歴事項全部証明書)                  |
| ③ | 法人が破産により解散した場合          | ・届出者：破産管財人<br>(破産管財人であることがわかる書面)                 |
| ④ | 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 | ・届出者：清算人<br>(清算人であることがわかる書面)                     |
| ⑤ | 解体工事業を廃止した場合            | ・届出者：法人⇒代表する役員<br>個人⇒本人<br>※役員で提出する場合(履歴事項全部証明書) |

〈注意事項〉

- ※ 提出部数は **正本1通 副本(申請者控え)1通**です。
- ※ 廃業届の提出に手数料は必要ありません。
- ※ 履歴事項全部証明書は、現状を反映している発行後3か月以内の原本を添付してください。
- ※ 提出される方の本人確認資料(運転免許証、健康保険証等)を必ず提示してください。

## 6 変更・廃業等の郵送による届出

技術管理者の変更を除く変更届、廃業届については郵送による届出も受け付けています。郵送する場合は次の書類等をそろえ、埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当に送付してください。受付後に副本を返送します。

- 変更・廃業等の**届出書一式(正本1通 副本(申請者控え)1通)**
- 所要事項を記入した**解体工事業登録にかかわる変更届等送付票**(次ページ参照)
- 本人確認資料の写し(廃業の場合のみ)
- **返信用封筒**(副本返送用)  
(返信用封筒は、提出した副本が入るサイズのものに宛先を記入して、必要な額の切手を貼ってください。)

〈注意事項〉

- ※ 記載不備等で連絡する場合がありますので、書類一式のコピーを取り、お手元に保管しておいてください。
- ※ 郵便事故に関し、当課は責任を負いかねますので、御了承ください。

# 解体工事業登録にかかわる変更届等送付票

送付日 令和 年 月 日

※下記注意事項に留意し、太枠内にご記入の上、今回変更する内容及び同封したものにチェックを付けてください。

|               |              |     |       |     |
|---------------|--------------|-----|-------|-----|
| 登録番号          | 埼玉県知事(登一)第 号 | 連絡先 | 所属    |     |
| 商号・名称<br>又は氏名 |              |     | 氏名    |     |
| 代表者氏名         |              |     | 電話番号  | ( ) |
| 所在地           |              |     | FAX番号 | ( ) |

(注) 電話番号は日中に連絡が取れる番号をご記入ください(携帯電話可)

| 内容(変更するものにチェック)          |                                                                                                                       | 必要書類(同封したものにチェック)                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 商号、名称又は氏名<br>及び住所                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 副本(各届出書ごと)<br>返信用封筒(切手貼付) | <input type="checkbox"/> 解体工事業登録変更届出書(別紙様式第6号)<br><input type="checkbox"/> (法人の場合)履歴事項全部証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)<br><input type="checkbox"/> (個人の場合)住民票の抄本(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの。)                                                                                                     |
| <input type="checkbox"/> | 営業所の名称<br>及び所在地                                                                                                       |                                                    | <input type="checkbox"/> 解体工事業登録変更届出書(別紙様式第6号)<br><input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)                                                                                                                                                                                |
| <input type="checkbox"/> | 法人の役員<br>(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。) |                                                    | <input type="checkbox"/> 解体工事業登録変更届出書(別紙様式第6号)<br><input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(変更事項及び変更年月日がわかるもの)<br><input type="checkbox"/> 誓約書(別紙様式第2号)<br><input type="checkbox"/> 登録申請者の調書(別紙様式第4号) ※新たに就任した者のみ<br><input type="checkbox"/> 住民票の抄本(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの。)<br>※新たに就任した者のみ |
| <input type="checkbox"/> | 法定代理人                                                                                                                 |                                                    | <input type="checkbox"/> 解体工事業登録変更届出書(別紙様式第6号)<br><input type="checkbox"/> 誓約書(別紙様式第2号)<br><input type="checkbox"/> 登録申請者の調書(別紙様式第4号)<br><input type="checkbox"/> 法定代理人を証する書類<br><input type="checkbox"/> 住民票の抄本(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの。)                                             |
| <input type="checkbox"/> | 廃業届                                                                                                                   |                                                    | <input type="checkbox"/> 解体工事業廃業等届出書(様式第2号)<br>※代表者が変更されている場合、会社が清算等に入っている場合は事項全部証明書<br><input type="checkbox"/> 提出者の本人確認資料の写し                                                                                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> | 建設業許可取得通知                                                                                                             |                                                    | <input type="checkbox"/> 建設業許可取得通知書(様式第1号)                                                                                                                                                                                                                                             |

## ＜注意事項＞

- (1) 郵送による受付は、解体工事業登録の上記の変更事項等に限り、新規・更新及び技術管理者の変更の提出は、従前どおり窓口又は電子申請での受付になります。
- (2) 送料は、申請者の負担になります。
- (3) 宛先等は、次ページをご確認ください。
- (4) 郵送の際は、上記票に必要事項を記入の上、正本、副本、返信用封筒(角型2号以上[副本が入る大きさ]。宛先記入。副本送付分の切手を必ず貼付)を同封してください。
- (5) 書類不備等で連絡する場合がありますので、書類一式のコピーを取り、お手元に保管しておいてください。
- (6) 郵便事故に関し、当課は責任を負いかねますので、ご了承ください。

**解体工事業登録申請の手引き  
(令和 7 年 5 月)**

**埼玉県県土整備部  
建設管理課建設業担当**

- **窓口の受付時間**  
月曜日から金曜日（祝日、休日及び年末年始は除く）  
午前 9：00～11：00  
午後 1：00～ 4：15  
※ 電子申請は原則24時間申請いただけます。
- **受付場所**  
埼玉県庁第2庁舎3階 建設管理課分室
- **郵便等の宛先**  
〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県県土整備部建設管理課 建設業担当
- **電話番号**  
048（830）5177・5176